

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: ☎530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル) 藤田法律事務所内 ☎06-363-2112 口座 大阪 48780

2号炉訴訟第18回公判 原告住民側の追及続く

「TMI事故は国側主張のデタラメを打ち砕いた」

12月9日、松山地裁には朝から春のような日差しがそそぐ。大法廷の原告席には、一日を争うミカンの出荷作業の中から、10名の原告らがかけつけ、ほぼ同数の背広姿の国側代理人と向き合っており着席。定刻の10時すぎに開廷。原告の広野さん、ついで西園寺さんが発言を求めて立ち、約

一週間前に亡くなられた原告団長の川口寛之さんを偲びつつ、裁判長らに、弁護士さんにも頼らず裁判を続ける住民の真意を訴えた。おふたりは、川口さんが病床の中でも裁判闘争を指導しておられたことや、「公正な裁判なんかあるのでしょうか。自分が爆弾をだいて伊方原発に飛び込みたい」(以下8頁)

詳細に検討され、原告の主張通り、二号炉許可の取り消しをなされるよう、最後に、強く訴えておきたい。

(1頁から続く)との苦悩の中で、行政訴訟の提起が決定された経過などを、こどもも話される。一銭の補償金にもならない裁判を敢て提起し、これからも川口さんの遺志をつぐ決意の住民の、いつわらぬ心情の吐露が法廷内の人々を打つ。

ついで原告住民側から、スリーマイル島(TMI)原発事故が、被告国側の安全審査のずさんさと、法廷での答弁、主張のでたらめさを打ち砕いたことを追及した準備書面を提出した。原告の近藤さんを中心にとめられたその書面は、手書きの、29頁、1万字以上の長文のものである(「訴訟ニュース」次号に掲載予定)。

すぐ書面の陳述に移り、まず西村さんが立って書面の前半を読み上げる。TMI事故は、その6ヶ月前に国側が提出していた「答弁書」の、次の主張を事実によって打ち砕いたことを指摘する。「商業発電用原子炉において、これまで、外部に異常な放射性物質の放出をもたらすような事態が発生したことは皆無なのである。」

国側が誇らしげに主張していた文言の白々しさが、西村さんによって暴かれていく。

ついで近藤さんが書面の後半を陳述する。これまで、住民側と国側の双方から法廷に提出されたいくつかの書面が引き合いに出される。そして、TMI事故が、いかに、住民らの主張の正しさを証明したかを、じゅんじゅんと説き明かしていく。

住民らが、炉心溶融も当然考慮すべきだと主張したことに対し、国側は、住民らの主張

は根拠が無いと突き放し、災害評価では観念的な事故を想定すればいいので、炉心溶融までは考えない、と主張してきた。そして、TMI事故が起こるや、今度は、本件安全審査と関係ないと居直る、そのでたらめさが浮きぼりにされていく。最後に、矛盾した国側の主張のどちらをとっても、2号炉許可処分 の不当性は明白で、直ちに取り消すべきだと、近藤さんが、40分に及ぶ陳述をしめくくった時には、法廷内に拍手が起こる。

聞き入っていた裁判長らも、科学用語はほとんど使われずに理路整然とした書面の内容に、恐らく始めて、TMI事故の重大さを理解したことであろう。裁判長は「主張する項目の順序はどうでもいいから、こんども書面を出して行ってほしい。ただ、だいたいどれ位を予定しているかを次回に知らせしてほしい」と要望し、次回を3月23日(金)に開くことを決定して閉廷。

会計報告('83.11/8~12/7)

収入	
会費	13,000
ニュース購読料	55,000
カンパ	10,000
コピー代金	51,160
計	129,160
支出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	280
郵送料	10,000
ゼロックスリース料	14,300
計	49,580
差引	79,580
積立金合計	947,197

川口寛之さん逝く

原告団長の川口寛之さんが、さる11月30日、東京の病院で静かに息をひきとられた。78才であった。

川口さんは、旧町見村の村長を、ついで、町見村を吸収合併して誕生した伊方町の、二代目町長も務められた保守系の有力政治家であった。しかし、1968年同町が内密に四国電力の原発を誘置しようとしていることを知り、原発の危険を学習されていく中で、「子孫や故郷に悔を残すものを作ってはいけない」と決意され、反対運動に立ち上がられた。

1969年、地元住民を結集した伊方原

発設置反対共闘委員会が結成され、その代表者として、全国に知られた強じんな住民闘争を指導。1973年に提訴の全国初の原発行政訴訟でも、原告団長として、困難な状況を切り開きながら闘い続けられた。

10年ほど前から肝臓を悪くして入院され、以後も病床にあって原告らの相談役を務めつつ闘病生活を送られていた。

川口さんの予見通り、原子力発電の安全神話は崩壊し、国の内外で、反原発住民運動が守勢から攻勢に向おうとするいま、川口さんの死は痛恨の極みである。

先覚者川口寛之さんの死を悼みつつ、私たちは一層の奮闘を誓い合いたい。

2号炉訴訟
原告住民側準備書面

以下は、さる9月16日に開かれた第17回公判で陳述された三つの準備書面(「訴訟ニュース」№122号参照)のうち、未掲載の二つである。

準備書面

本準備書面は、二月四日に提出を留保し、今回提出した準備書面の追加補充書面である。

初めに、伊方原子力発電所一号炉の事故の概略表(注、「訴訟ニュース」№122号参

照)に二つを追加したものと、次に、国内における核燃料棒、同集合体等に関する事故を、公表されたものを主に列記記載した。これらの事故の日時、概略については、資源エネルギー庁編の「原子力発電便覧八二年度版」及び、反原発運動全国連絡会発行の「反原発新聞」中の月間情報、並びに原子力資料情報室発行の「原発黒書」(八三年一月発行)等より抜粋、要約したものであるが、今回は右三資料中の「原発黒書」掲載の事故年表を証拠として添付する(甲二号証)。

なお、今後も新たに判明、発生する事故について逐次追加補充していく。

伊方原発一号炉事故表(追加)

発生年月日	概要
昭和五四年八月三十一日	給水ブ-スタ-ポンプ差圧スイッチの誤作動で給水ポンプ停止。幸い予備機が動いたためスリ-マイル島原発事故の二の舞いにはならずにすんだ。
昭和五五年八月二十七日	送電線への落雷により原子炉停止。 国内各原発では落雷や送電線事故の度に原子炉が停止しているが、もし停止していないと大きな事故になる。ところが、原発周辺では落雷が多発しており、伊方を含む六つの原発では公表されている送電線関係の事故や落雷による原子炉停止は過去十五回にも及んでいる。

昭和四十六年~同五十八年間の伊方原発を除く国内原子炉の燃料集合体関係の事故

原子炉の型	事故を起した原子力発電所	発生年月日	事故の概要
加圧水型	美浜一号	昭和四八年四月	燃料棒二本が合わせて一・七メートルにわたり折損 四年近くも隠しつづけ、昭和五一年十二月に通産省が認める。
		昭和四九年二月	燃料棒が破損
		昭和五五年十月	燃料棒一本にピンホール
		昭和五六年七月	燃料集合体一体にピンホール

加圧水型	美浜二号	昭和四八年一二月	燃料集合体十六体に曲り現象。六体にピンホール。
		昭和五〇年五月	燃料集合体八体に曲り現象。
		昭和五二年三月	燃料集合体三体にピンホール。
		昭和五四年三月	中性子源集合体一体が外れて炉心上にあることが判明。
	高浜一号	昭和五一年三月	燃料集合体七体に曲がり現象。
		昭和五二年二月	燃料集合体の支持格子の一部が欠落。
		昭和五三年三月	燃料集合体三体にピンホール。
		昭和五四年一月	燃料装荷作業中、所定の位置に装荷させず、集合体を倒す。
		昭和五七年一月	燃料集合体から放射能もれ。
	高浜二号	昭和五一年一月	燃料集合体一体にピンホール。
	大飯一号	昭和五二年一月	グリッドが弱くなっていたため燃料棒に曲がりが見つかると。
		昭和五三年八月	燃料集合体三体に損傷発見される。
		昭和五五年五月	燃料集合体のコイルスプリングに損傷。
		昭和五六年一月	燃料集合体一体にピンホール。行方不明のサヤも見つかると。
	大飯二号	昭和五三年八月	燃料棒百九三本の内、一六本に変形。
		昭和五五年一月	燃料集合体コイルスプリング九体に損傷。
		昭和五五年一月	燃料集合体一体にピンホール。

沸騰水型	玄海一号	昭和五六年八月	燃料集合体四体に損傷。うち二体は外観でも損傷がわかるほどひどく、長さ十五センチ、幅三ミリが削られたようになっており、真中に五センチの穴が開いてウランペレットが露出していた。	
		昭和五八年二月	燃料集合体から放射能漏洩。	
		昭和五六年七月	燃料集合体一体にピンホール。	
		敦賀一号	昭和四六年五月	燃料集合体一四体にピンホール。
			昭和四七年九月	燃料集合体六体にピンホール。
			昭和四八年六月	燃料集合体一三体にピンホール。
	福島第1-一号	昭和四九年五月	燃料集合体二六体にピンホール。	
		昭和五二年六月	燃料集合体三体にピンホール。	
		昭和五六年九月	燃料集合体一体にピンホール。	
		昭和四六年九月	燃料集合体八体にピンホール。	
		昭和四七年九月	燃料集合体一九体にピンホール。	
		昭和四八年四月	燃料集合体三八体にピンホール、損傷多し。	
	福島第1-四号	昭和五六年七月	燃料集合体三体にピンホール。	
		昭和五七年一二月	燃料棒一本にピンホール。	

準備書面

目次

- 一、 ついに、伊方二号炉そのものが事故を起
 二、 運転再開四日後にタービン軸異常振動で、

こした。

しかし、被告は何の対策もできない。

運転停止。そして、ようやくの再開直後又しても事故。それは、絶対にあってはならない一次冷却水中への放射能漏れ事故だった。

三、 現実に二号炉で起きた放射能漏れ事故によって、被告の主張は虚構の机上作文であることが、明白に証明された。

燃料棒の健全性を保つという安全審査の下した結論は、事実と反していた。

又、四国電力には技術的能力も経営運転能力もない。

被告も右事実を把握することも、監督する判断力もなかった。

四、 伊方町長も「ピンホールの問題がたびたび起るのは残念。今後、核燃料棒の改良などを国へ要望していきたい」と言明す。

一、 ついに、伊方二号炉そのものが事故を起こした。

しかし、被告は何の対策もできない。

私達原告は、伊方発電所二号炉(以下二号炉と略)の危険性と許可の違法性を指摘して、二号炉の増設許可取り消しを求めて本訴訟にのぞんでいる。その私達の指摘と主張の正当性を、ついに二号炉そのものが事実で証明する事故が、本年五月九日と六月六日に相次いで起きた。しかも、六月六日に公表された一次冷却水中への放射能漏れ事故は、今日現在まで何らの防止の手だても、原因究明もなく、続いているという恐るべき事実をここで明らかにしておく。

既に一号炉においては、六回に渡って今回の二号炉と同じ一次冷却水中への放射能漏れ事故を起こしているが、今回と同様に、四国電

力は防止策も原因究明もなく運転を強行している。彼らにとる唯一の策は、定期点検の時にやっと見つけた、穴の開いた燃料棒や燃料集合体を取り換えるだけなのだ。被告も又、このようなデタラメな四国電力の対応を、批判したり正したりすることなく、毎度のごとくそのままに追認して、このズサンさを助長、援護している。このことは、被告が国民から付託された責務を、完全に放棄していることに他ならない。

以下に五月五日と六月六日の事故の概要を述べる。

二、 運転再開四日後にタービン軸の異常振動で運転停止。そして、ようやくの再開直後に、又しても事故。それは、絶対にあってはならない一次冷却水中への放射能漏れ事故だった。

伊方二号炉は、本裁判で係争中であることや、私達を含めた地元住民の大多数の反対を無視して昭和五十七年三月十九日に営業運転を強行、今年二月十五日に初めて定期点検に入った。そして、四十八日後の五月五日、運転時における八項目の検査を残して運転を始めた。ところがこの四日後の九日、タービン軸の異常振動という事故によりあわてて運転停止の羽目に陥った。四国電力はこの事故に対して、一号炉の総べての事故と同様に、事故の真の究明は行なわず、ただタービン軸についている円盤にオモリ用のネジをとりつける応急対策のみで、事故四日後に運転を再開した。

この後、同月末から営業運転に入ったのであるが、なんとその直後の六月六日四国電力は、二号炉の一次冷却水中の放射能濃度(ヨ

ウ素)が通常より数十倍の一ccあたり〇、〇〇一九マイクロキューリに上昇したと発表したのである。

この一次冷却水中への放射能漏れの原因について、四国電力は「燃料のピンホール(小さい穴)」とみていると発表。ところが同社は、この放射能漏れの防止や原因究明の手だては何ひとつならず、ただひたすらに冷却水中の濃度が高くなるのを押さえるために、冷却水を浄化装置に通すことと、濃度測定回数を増やすことしか行っていない。(甲三号証の一、同証の二、同証の三)。

そしてあろうことか、四国電力は、この事故発生より今日まで、一次冷却水中への放射能タレ流しを放置したまま運転を行う暴挙を続けている。

三、現実に二号炉で起きた放射能漏れ事故によって、被告の主張は虚構の机上作文であることが、明白に証明された。

これまでの一号炉で生じる事故のたびに、私達原告は「又か」と怒り恐怖を抱いていたのであるが、今回の二号炉の相次ぐ事故と、その事故に対する全くの無策という四国電力と、被告の無能力、無責任さに、私達は新たな心からの怒りを持たざるを得ない。

先の書面で述べている通り、被告は、答弁書の「一次冷却水中の放射性物質の発生の抑制」の項と、準備書面(三)の「燃料における十分余裕のある設計」の項において「燃料の燃焼に伴って生成する放射性物質の一次冷却水中への漏洩を防止するとともに(一部略)一次冷却水中の放射性物質の発生を抑制している」(右答弁書中P24~P25)と答え、「本件原子炉において使用される燃料は、そ

の健全性を損うことのないよう十分余裕のあるものとなっていると判断された」(右準備書面中P12~P14)と高らかに断言している。

この被告の断言は、安全審査の審査結果としての断言であることは被告も認めるであろう。しかしながら、六月六日から今日まで、当の伊方二号炉で起き続けている事実は「一次冷却水中への(放射能)漏洩、もしくは一次冷却水中の放射性物質の発生」である。しかもこの放射能漏洩の原因が四国電力が発表した「燃料棒の穴開きによるもの」であるとすると、

第一に、被告らの主張する「一次冷却水中への放射性物質の漏洩、及び、放射性物質の発生の抑制」が、現実には抑制できなかった事実によって被告の答弁書における主張は崩れ、第二に、被告が別に主張した「燃料棒は健全性を損うことのないように十分余裕のあるものとなっていると判断」した二号炉の燃料(棒)が、にもかかわらず四国電力の発表に依れば現実には穴が開きそこから放射能が洩れたという事実によって、右被告の主張も否定された。

更に第三として、この放射能漏れ事故が、四国電力と被告が共同で実施した定期検査終了の直後に発生し、かつ現在までその漏洩が続いているという事実は、四国電力に「一次冷却水中への放射能漏れ」を防止する技術能力がないこと、又、それを即ちに修復する技術能力がないという証明である。四国電力と被告は、そもそも、これらの事故を未然に防止するために定期点検を実施しているにもかかわらず、右事実が起きたという事実は、定期点検中に事故箇所を発見し得ないズサンな

検査を行っていたか、もしくは、そうでない場合は、運転開始数日か十日足らずの間に穴の開く燃料棒を、一号炉の六回に渡る経験にもかかわらず、四国電力はこの欠陥燃料棒を平然と使用し、被告もそれを承知で認めていることになる。右事実は四国電力に二号炉を安全かつ確実に運転する技術、能力がないことの証左であり、それを「技術、経営能力あり」とした被告の許可処分が誤っていることが証明された。

従って、右の三点から見て、明らかに事実と異なる審査結果を基に、二号炉の許可を行った被告の許可処分は誤りであり、原子炉規制法第二四条の一項より四項の要求を満たしていない。故に伊方原子炉の二号炉設置許可は違法であり取り消されねばならない。

被告の主張は既に総べてが終っている現在、この崩れた被告の主張について被告がどのように扱うのか、私達原告は今後、一瞬たりとも目を離さずに追及していくのでありますが、当裁判所におかれましても、公平かつ客観的立場から、右事実注目し、審理を行なわれるよう強く希望するものです。

四、伊方町長も「ピンホールの問題がたびたび起こるのは残念。今後、核燃料棒の改良などを国へ要望していきたい。」と言明す。

二号炉の立地する伊方町の福田直吉町長は、一号炉と二号炉を設置した際に、県と四国電力と同町とで「原子炉設置は二号炉まで」と取り決めた安全協定の締結条項に反してまで、三号炉の受け入れを進めた、誰はばかりのことのない原発推進町長であるが、同町長は七月七日、二号炉の放射能漏れ事故に対して、何らの対策も行わない同町長に対して抗議と、

原発を停止して直ちに原因調査を行なうよう要求した住民や労働者に対して「国などは運転しても支障がないと言っており町も十分検討した上で、その判断に従った。だがピンホールの問題がたびたび起こるのは残念。今後、核燃料棒の改良などを国へ要望していきたい」と、原発を一方で露骨にかばおうとしながらも、他方では、余りに多過ぎる事故の連続に、さしもの町長も、住民の抗議に対して燃料棒の改良要求を国に対して行なうことを約束せざるを得なかったのである。

このことは、原発の危険性、二号炉に対する不安と不信が決して原発反対を公然と表明する住民のみならず、原発推進の立場に立つ数少ない町民や責任者の中にも確固として存在しており、その不安と不信は日増しにふくれあがっていることを示しているのである。しかし、被告は、その不安と不信に対して何ひとつ答えられず、有効な対策も示すことはできないのである(甲三号証一四)。

原発の安全性を、実証的な運転実績や経験によって積み上げることを行なわず、一時的な経済性(それも既に今日では崩れてしまったが)のみを求めて、一挙に実用化、規模拡大へと突走した被告らの非科学的、反社会的な暴走の結果が、今日、一斉に各原発の現場で吹き出しているのである。最悪の結果を招く時は近い。が、まだ遅くはない。今、直ちに伊方二号炉の運転を停止することによって、私達原告ばかりでなく八西地域住民、そして県内を含む多数の住民の生命は守られるのである。

今後、私達原告が、更に各項ごとに、詳しく述べていく原発の危険性、二号炉許可の違法性についての主張、並びに被告への反論を、